

令和 3 年

第 6 回 飯 舘 村 議 会 臨 時 会 會 議 録

自 令和 3 年 10 月 5 日  
至 令和 3 年 10 月 5 日

飯 舘 村 議 会

令和3年第6回飯館村議会臨時会会期日程

(会期1日間)

日次	月日	曜	区分	開会時刻	日 程
第1日	10.5	火	本会議	午前10時50分	<p>開 会</p> <p>1. 仮議席の指定</p> <p>2. 議長の選挙</p> <p>3. 会議録署名議員の指名</p> <p>4. 会期の決定</p> <p>5. 副議長の選挙</p> <p>6. 議席の指定</p> <p>7. 常任委員の選任</p> <p>8. 議会運営委員の選任</p> <p>9. 相馬地方広域市町村圏組合議 会議員の選挙</p> <p>10. 村長の提案理由の説明</p> <p>11. 議案審議</p> <p>閉 会</p>



令和3年10月5日

令和3年第6回飯館村議会臨時会会議録（第1号）

令和3年第6回飯館村議会臨時会会議録（第1号）						
招集年月日	令和3年10月5日（火曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開会	令和3年10月5日 午前10時50分				
	閉会	令和3年10月5日 午後 3時48分				
心（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤 眞弘	○	2	横山 秀人	○
	3	花井 茂	○	4	飯畑 秀夫	○
	5	佐藤 健太	○	6	菅野 新一	○
	7	渡邊 計	○	8	佐藤 八郎	○
	9	高橋 孝雄	○	10	佐藤 一郎	○
署名議員	2番 横山 秀人		4番 飯畑 秀夫			
職務出席者	事務局長 細川 亨		書記 伊藤博樹		書記 小林徳弘	
地方自治法の 第121条のた めの出席者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	杉岡 誠	○	副村長	高橋 祐一	○
	総務課長	高橋 正文	○	村づくり 推進課長	村山 宏行	○
	住民課長	山田 敬行	○	健康福祉課長	石井 秀徳	○
	産業振興課長	三瓶 真	○	建設課長	高橋 栄二	○
	教育長	遠藤 哲	○	教育課長	佐藤 正幸	○
	生涯学習課長	藤井 一彦	○	農業委員 会会長	三瓶 真	○
	農業委員 会会長	菅野 啓一	○	選挙管理 委員会 書記 会長	高橋 正文	○
	選挙管理 委員会 会長	伊東 利	△	代表監査 委員	高野 孝一	○
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和3年第6回飯舘村議会臨時会議事日程（第1号）

令和3年10月5日（火）午前10時50分開会

（臨時議長）

- 日程第 1 仮議席の指定
  - 日程第 2 議長の選挙
- 

令和3年第6回飯舘村議会臨時会議事日程（第2号）

（新議長）

- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 副議長の選挙
- 日程第 6 議席の指定
- 日程第 7 常任委員の選任
- 日程第 8 議会運営委員の選任
- 日程第 9 相馬地方広域市町村圏組合議会議員の選挙
- 日程第10 村長の提案理由の説明
- 日程第11 議案第85号 令和元年災第911号 小滝大倉線道路災害復旧工事請負契約について
- 日程第12 議案第86号 第1号 農道舗装機能回復工事請負契約の変更について
- 日程第13 議案第87号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 追加日程第1 発議第 1号 飯舘村議会広報編集特別委員会の設置について
- 追加日程第2 発議第 2号 高速自動車道整備促進特別委員会の設置について
- 追加日程第3 発議第 3号 東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会の設置について
- 追加日程第4 委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第14 議員派遣の件

## 会 議 の 経 過

### ◎開会の宣告

臨時議長（菅野新一君） ただいま紹介されました菅野新一です。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いします。

定足数に足しておりますので、ただいまから令和3年第6回飯舘村議会臨時会を開会します。

（午前10時50分）

臨時議長（菅野新一君） 開議に先立ち、村長からのご挨拶をお願いします。

村長（杉岡 誠君） 令和3年第6回飯舘村議会臨時会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

去る9月26日に執行されました飯舘村議会議員一般選挙において見事当選されました議員の皆様には衷心より敬意を表しますとともに、心からお祝いを申し上げます。

今回の選挙は、東日本大震災からの10年を満了して初めての議会議員選挙でありましたが、国が定めた新たな復興・創生期間の初年度にありながらも、昨年度から続く新型コロナウイルス感染症の蔓延という世界的な災害の中にあつて、様々なご苦労があったものと拝察いたします。

この新たな潮流の中において、自らがふるさとに愛着を持ち、ふるさとを前に向かって力強く進めていくことを楽しみ、その喜びを共にする全ての方々と共に、明日が待ち遠しくなるようなわくわくする楽しいふるさとを目指す飯舘村であります。

今年度は、長引くコロナ禍の中にあつながらも、政策方針の第1番目である「生きがいと生業の力強い再生と発展」に基づくものとして、過去にはない大規模かつ新たな企業誘致や産業の創生に向かって歩みを進めているところであります。

また、行政区による活動をより活性化するために、「みがきあげよう！ふるさと補助金」を創設するとともに、全職員をコミュニティ担当に位置づけたほか、10年ぶりに栽培、収穫したあぶくまもちや、宇宙から帰ってきたエゴマ「じゅうねん」など、村民の皆様からこれからの可能性を感じていただける製品の検討を進め、さらには、全国からの寄附の窓口を増やしつつ村産品などの販売チャンネルを増やすことを目的としたメルカリとの協定を実現したところでもあります。

今後さらに、意欲高いふるさとの担い手による「いいたてわくわく推進協議会」の発足など、様々な世代の思いをしっかりと受け取り、お一人お一人が躍動し活躍していただくための新たな試みを進めていくこととしております。

議員各位皆様には、関わって楽しい、支えてうれしい、暮らして誇らしいふるさとを実現するために、また、よりよい飯舘村の明日を切り開いていくために、ぜひ大所高所から様々な議論を重ねていただき、ご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。私の議会開催に当たってのお祝いを兼ねてのご挨拶とさせていただきます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

### ◎休憩の宣告

臨時議長（菅野新一君） 暫時休憩します。11時00分に再開します。

（午前10時57分）

◎再開の宣告

臨時議長（菅野新一君） 再開します。

（午前11時00分）

◎開議の宣告

臨時議長（菅野新一君） これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

臨時議長（菅野新一君） お諮りします。本日の議事日程はお手元に配付のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

臨時議長（菅野新一君） 異議なしと認め、配付のとおり決定しました。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（細川 亨君） 報告します。

本臨時会に村長から送付ありました議案は、人事案件1件、その他案件2件の計3件であります。

次に、令和3年発委第2号について、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣宛てに意見書を送付しております。

次に、本臨時会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

次に、監査委員から8月分の例月出納検査の結果について、議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第1、仮議席の指定

臨時議長（菅野新一君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

◎日程第2、議長の選挙

臨時議長（菅野新一君） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

臨時議長（菅野新一君） ただいまの出席議員数は10人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に佐藤健太君、佐藤真弘君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

（投票用紙配付）

臨時議長（菅野新一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

臨時議長（菅野新一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

臨時議長（菅野新一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が氏名を読み上げますので、順番に投票を願います。

（事務局長の点呼により順次投票した）

臨時議長（菅野新一君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

臨時議長（菅野新一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

次に開票を行います。佐藤健太君、佐藤眞弘君、開票の立会いをお願いします。

（開 票）

臨時議長（菅野新一君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 10票

有効投票 10票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

佐藤一郎君 8票

佐藤八郎君 2票

以上のおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。よって、佐藤一郎君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

（議場開放）

臨時議長（菅野新一君） ただいま議長に当選されました佐藤一郎君が議場におりますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

佐藤一郎君から発言を求められておりますので、これを許します。

10番（佐藤一郎君） ただいま議長に就任しました佐藤一郎です。どうかよろしく願いいたします。議長としての責任をひしひしと感じているところであります。議員各位のご協力の下、一致団結をし議会運営を円滑に図り、そして、議員各位のご厚情を賜りながら、飯館村の発展と復興、そして村民の幸せを一番と考えながら頑張る所存でありますので、今後ともよろしく願いしまして、就任のご挨拶に代えさせていただきます。

臨時議長（菅野新一君） 議長が決まりましたので、臨時議長の職を終了させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

佐藤一郎議長、議長席にお着きを願います。

### ◎日程第3、会議録署名議員の指名

議長（佐藤一郎君） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、仮議席1番 横山秀人君、仮議席

2番 飯畑秀夫君を指名します。

◎日程第4、会期の決定

議長（佐藤一郎君） 日程第4、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りに決定しました。

◎日程第5、副議長の選挙

議長（佐藤一郎君） 日程第5、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

議長（佐藤一郎君） ただいまの出席議員数は10人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に佐藤健太君、佐藤眞弘君を指名します。

投票用紙の配付をします。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

（投票用紙配付）

議長（佐藤一郎君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

議長（佐藤一郎君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

（事務局長の点呼により順次投票した）

議長（佐藤一郎君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。佐藤健太君、佐藤眞弘君、開票の立会いをお願いします。

（開票）

議長（佐藤一郎君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 10票

有効投票 10票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

高橋孝雄君 7票  
横山秀人君 2票  
渡邊 計君 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。よって、高橋孝雄君が副議長に当選されました。  
議場の出入口を開きます。

(議場開放)

議長(佐藤一郎君) ただいま副議長に当選されました高橋孝雄君が議場におられますので、  
会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

高橋孝雄君から発言を求められておりますので、これを許します。

9番(高橋孝雄君) ただいま副議長に選出をいただきました高橋孝雄でございます。佐藤議長を補佐し、議会運営が円滑になるように、議員各位との協力を深めながらスムーズな議会運営に努めてまいります。そして、杉岡村政を応援し、飯舘村の復興、再生に力を尽くしてまいりたいと考えております。さらには、帰村したお年寄りが元気に毎日を楽しく暮らせる村づくりを目指し、子供たちの教育についても、我が身をつねって人の痛みの分かる、優しく素直に育つ環境づくりを進めなければならないと思います。一步ずつ前に進んでまいります。今後ともよろしくご協力のほどお願いいたします。

◎休憩の宣告

議長(佐藤一郎君) 暫時休憩します。再開は11時50分とします。

(午前 11時29分)

◎再開の宣告

議長(佐藤一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11時50分)

◎日程第6、議席の指定

議長(佐藤一郎君) 日程第6、議席の指定を行います。

会議規則第4条第1項の規定によって、議長において議席を指定します。

議席の番号と議員氏名を事務局長に朗読いたさせます。

(事務局長の朗読)

議長(佐藤一郎君) ただいま朗読のとおり議席を指定いたします。

◎休憩の宣告

議長(佐藤一郎君) 暫時休憩します。再開は12時05分とします。

(午前 11時51分)

◎再開の宣告

議長(佐藤一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 0時05分)

◎日程第7、常任委員の選任

議長(佐藤一郎君) 日程第7、常任委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、飯舘村議会委員会条例第6条第2項の規定

によって、総務文教常任委員に花井 茂君、佐藤健太君、高橋孝雄君、菅野新一君、佐藤八郎君、以上の5人を、産業厚生常任委員に横山秀人君、飯畑秀夫君、佐藤眞弘君、佐藤一郎君、渡邊 計君、以上の5人をそれぞれ指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれ常任委員に選任することに決定いたしました。

◎休憩の宣告

議長(佐藤一郎君) 喫飯のため休憩します。再開は13時30分とします。

なお、これから総務文教常任委員会を議員控室に、産業厚生常任委員会を委員会室に招集しますから、委員長、副委員長を選任の上、議長に報告願います。

(午後0時07分)

◎再開の宣告

議長(佐藤一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時30分)

議長(佐藤一郎君) ただいま各常任委員会から委員長、副委員長の選任について、総務文教常任委員長に佐藤健太君、総務文教常任副委員長に花井 茂君、産業厚生常任委員長に佐藤眞弘君、産業厚生常任副委員長に飯畑秀夫君、以上のとおり報告がありました。

◎日程第8、議会運営委員の選任

議長(佐藤一郎君) 日程第8、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、飯館村議会委員会条例第6条第2項の規定によって、菅野新一君、佐藤眞弘君、高橋孝雄君、佐藤健太君、以上4人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり議会運営委員に選任することに決定しました。

なお、これから議会運営委員会を委員会室に招集しますから、委員長、副委員長を選任の上、議長に報告願います。

◎休憩の宣告

議長(佐藤一郎君) 暫時休憩します。再開は14時とします。

(午後1時32分)

◎再開の宣告

議長(佐藤一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時00分)

議長(佐藤一郎君) ただいま議会運営委員会から委員長、副委員長の選任について、委員長に菅野新一君、副委員長に佐藤健太君、以上のとおり報告がありました。

◎日程第9、相馬地方広域市町村圏組合議会議員の選挙

議長(佐藤一郎君) 日程第9、相馬地方広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名

推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

相馬地方広域市町村圏組合議会議員に菅野新一君、佐藤健太君の両名を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました菅野新一君、佐藤健太君を相馬地方広域市町村圏組合議会議員の当選人と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました菅野新一君、佐藤健太君が相馬地方広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま相馬地方広域市町村圏組合議会議員に当選されました菅野新一君、佐藤健太君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選を告知します。

#### ◎休憩の宣告

議長(佐藤一郎君) 暫時休憩します。再開は15時10分とします。

(午後2時03分)

#### ◎再開の宣告

議長(佐藤一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時10分)

議長(佐藤一郎君) 報告事項がありますので、事務局長に報告いたさせます。

事務局長(細川 亨君) 報告します。

先ほど、発議第1号 飯館村議会広報編集特別委員会の設置について、  
提出者 佐藤健太 議員、賛成者全員より

発議第2号 高速自動車道整備促進特別委員会の設置について、  
提出者 佐藤健太 議員、賛成者全員より

発議第3号 東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会の設置について、提出者 佐藤健太 議員、賛成者全員より、それぞれ提出されております。

次に、議会運営委員会から閉会中の継続審査の件についての申出が議長に提出されております。

以上であります。

#### ◎日程第10、村長の提案理由の説明

議長(佐藤一郎君) 日程第10、村長提出の議案第85号から議案第87号を一括上程し、村長の提案理由の説明を求めます。

村長(杉岡 誠君) 本日ここに令和3年第6回飯館村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の臨時会は、令和元年度の台風19号で甚大な被害のあった小滝大倉線道路災害復旧工事等について入札が終了し、仮契約を締結しましたので、ご承認をいただきたく招集したものです。

それでは、提出しました議案についてご説明いたします。

議案第85号は、小滝大倉線道路災害復旧工事請負契約についてです。9月30日に8社による指名競争入札を行った結果、後藤建設工業株式会社が落札いたしましたので、その請負契約について議決を求めるものです。なお、契約金額は6億2,040万円です。

議案第86号は、農道舗装機能回復工事請負契約の変更についてです。令和3年6月18日付で濱田建設工業株式会社と工事請負契約を結び工事を進めてまいりましたが、現場精査の結果、当初の工事請負額から300万9,600円減額する契約の変更について議決を求めるものです。なお、変更後の契約金額は1億1,403万400円です。

議案第87号は、監査委員の選任につき同意を求めることについてです。飯館村白石字町168番地、花井 茂君を監査委員に選任したいので、その同意を求めるものです。

以上が、提出しました議案の概要です。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

#### ◎休憩の宣告

議長（佐藤一郎君） 議案調査のため、暫時休憩します。再開は15時25分とします。

（午後3時14分）

#### ◎再開の宣告

議長（佐藤一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時25分）

#### ◎日程第11、議案第85号 令和元年災第911号 小滝大倉線道路災害復旧工事請負契約について

議長（佐藤一郎君） 日程第11、議案第85号令和元年災第911号 小滝大倉線道路災害復旧工事請負契約についての件を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（渡邊 計君） この工事ですが、工事期間はいつからいつまでになっているのでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） 今議会の議決を賜りましたらば、令和4年の3月31日でございます。

7番（渡邊 計君） 単に言うと、ちょっと期間的に短いのかなと思うんですが、そこは課長から一生懸命プッシュしていただければ間に合うのかなという感じも受けるんですが、その辺よろしくお願ひしたいということと、これの予算の原資というのは国の交付金100%ということによろしいのでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） 国費ではございますが、災害復旧費の国庫でございまして、約91%国費でございます。残りは村持ち出しということになります。

以上でございます。

総務課長（高橋正文君） 財源の補足であります。国庫財源が91.9%、残りは一応起債を予定しております。国にお借りするということですね。起債を予定しております。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第85号令和元年災第911号 小滝大倉線道路災害復旧工事請負契約についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第85号令和元年災第911号 小滝大倉線道路災害復旧工事請負契約についての件は原案のとおり可決されました。

◎日程第12、議案第86号 第1号 農道舗装機能回復工事請負契約の変更について

議長(佐藤一郎君) 日程第12、議案第86号第1号 農道舗装機能回復工事請負契約の変更についての件を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第86号第1号 農道舗装機能回復工事請負契約の変更についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第86号第1号 農道舗装機能回復工事請負契約の変更についての件は原案のとおり可決されました。

◎日程第13、議案第87号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

議長(佐藤一郎君) 日程第13、議案第87号監査委員の選任につき同意を求めることについての件を議題とします。

本件について、花井 茂君は地方自治法第117条の規定によって除斥されますので、退場を求めます。

(花井 茂君退場)

議長(佐藤一郎君) これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 質疑なしと認めます。

討論を省略します。

これから議案第87号監査委員の選任につき同意を求めることについての件を採決します。

お諮りします。本件に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第87号監査委員の選任につき同意を求めることについての件は同意することに決定しました。

花井 茂君の入場を求めます。

(花井 茂君入場)

議長(佐藤一郎君) お諮りします。先ほど提出されました発議第1号飯館村議会広報編集特別委員会の設置については急施の事件と認め、日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、発議第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題にすることに決定しました。

◎追加日程第1、発議第1号 飯館村議会広報編集特別委員会の設置について

議長(佐藤一郎君) 追加日程第1、発議第1号飯館村議会広報編集特別委員会の設置についてを議題にします。

提出者の説明を求めます。5番 佐藤健太君。

5番(佐藤健太君) 飯館村議会広報編集特別委員会の設置についてであります。

1、本議会に、議会広報紙を発行するため特別委員会を設置し、6人の委員で構成するものといたします。

2、議会は、飯館村議会広報編集特別委員会に対し、次の調査事項を付託します。

(1) 議会広報紙の発行に関すること。

(2) 議会広報紙の編集に関すること。

(3) 議会広報の検討に関すること。

3、飯館村議会広報編集特別委員会は、令和7年9月29日までとし、議会の閉会中も議会広報紙に関する活動を行うことができるものとします。

4、設置日は、令和3年10月5日とします。

以上です。

議長(佐藤一郎君) 本件は、賛成者全員であるため、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。

佐藤健太君、自席にお戻りください。

これから発議第1号飯館村議会広報編集特別委員会の設置についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、発議第1号飯館村議会広報編集特別委員会の設置については原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま設置されました飯館村議会広報編集特別委員会の委員の選任については、飯館村議会委員会条例第6条第3項の規定によって、横山秀人君、飯畑秀夫君、

花井 茂君、佐藤眞弘君、佐藤健太君、高橋孝雄君、以上の6人を指名したいと思います。  
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しましたとおり決定しました。

なお、本会議終了後、委員会室に飯舘村議会広報編集特別委員会を招集しますから、委員長、副委員長を選任の上、議長に報告願います。

お諮りします。先ほど提出されました発議第2号高速自動車道整備促進特別委員会の設置については急施事件と認め、日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、発議第2号を日程に追加し、追加日程第2として議題にすることに決定しました。

◎追加日程第2、発議第2号 高速自動車道整備促進特別委員会の設置について

議長(佐藤一郎君) 追加日程第2、発議第2号高速自動車道整備促進特別委員会の設置についてを議題にします。

提出者の説明を求めます。5番 佐藤健太君。

5番(佐藤健太君) 高速自動車道整備促進特別委員会の設置についてでございます。

1、本議会に、高速自動車道の整備を促進するための特別委員会を設置し、10人全員で構成するものとします。

2、議会は、高速自動車道整備促進特別委員会に対し、次の調査事項を付託します。

- (1) 高速自動車道の建設促進に関すること。
- (2) 高速自動車道の整備に関すること。
- (3) 高速自動車道の利用促進に関すること。

3、高速自動車道整備促進特別委員会は、調査が終了するまでとし、議会の閉会中も調査を行うことができるものとします。

4、設置日は、令和3年10月5日とします。

議長(佐藤一郎君) 本件は、賛成者全員であるため、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。

佐藤健太君、自席へお戻りください。

これから発議第2号高速自動車道整備促進特別委員会の設置について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、発議第2号高速自動車道整備促進特別委員会の設置については原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま設置されました高速自動車道整備促進特別委員会の委員の選任

については、飯舘村議会委員会条例第6条第3項の規定によって、横山秀人君、飯畑秀夫君、花井 茂君、佐藤眞弘君、佐藤健太君、佐藤一郎君、高橋孝雄君、渡邊 計君、菅野新一君、佐藤八郎君、以上の10人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しましたとおり決定しました。

なお、本会議終了後、議員控室に高速自動車道整備促進特別委員会を招集しますから、委員長、副委員長を選任の上、議長に報告を願います。

お諮りします。先ほど提出されました発議第3号東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会の設置については急施事件と認め、日程を追加し、追加日程第3として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、発議第3号を日程に追加し、追加日程第3として議題にすることに決定しました。

◎追加日程第3、発議第3号 東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会の設置について

議長(佐藤一郎君) 追加日程第3、発議第3号東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会の設置についてを議題にします。

提出者の説明を求めます。5番 佐藤健太君。

5番(佐藤健太君) 東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会の設置についてであります。

名称、東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会。

目的、特別委員会は、次の事項について調査する。

- (1) 東日本大震災並びに東京電力福島第一原子力発電所事故災害に関すること。
- (2) 村民の安全・安心等に関すること。
- (3) 災害復興のための調査に関すること。

委員の定数、議長を除く全議員とします。

活動の方法、本特別委員会は、閉会中も審査を行い、委員会の任務が完了するまで継続します。

議長(佐藤一郎君) 本件は、賛成者全員であるため、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。

佐藤健太君、自席にお戻りください。

これから発議第3号東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会の設置についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、発議第3号東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会の設置については原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま設置されました東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会の委員の選任については、飯舘村議会委員会条例第6条第3項の規定によって、横山秀人君、飯畑秀夫君、花井 茂君、佐藤眞弘君、佐藤健太君、高橋孝雄君、渡邊計君、菅野新一君、佐藤八郎君、以上の9人を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しましたとおり決定しました。

なお、本会議終了後、議員控室に東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会を招集しますから、委員長、副委員長を選任の上、議長に報告願います。

お諮りします。先ほど議会運営委員会から、地方自治法第109条第8項の規定による事項について、会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続審査の申出がありました。

委員会の閉会中の継続審査の件は急施事件と認め、日程に追加し、追加日程第4として議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、委員会の閉会中の継続審査の件を日程に追加し、追加日程第4として議題にすることに決定しました。

#### ◎追加日程第4、委員会の閉会中の継続審査について

議長（佐藤一郎君） 追加日程第4、委員会の閉会中の継続審査の件を議題にします。

お諮りします。議会運営委員会からの申出のとおり閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

#### ◎日程第14、議員派遣の件

議長（佐藤一郎君） 日程第14、議員派遣の件についてお諮りします。

お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は派遣することに決定しました。

#### ◎閉会の宣告

議長（佐藤一郎君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第6回飯舘村議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後3時48分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年10月5日

飯 館 村 議 会 臨 時 議 長      菅野 新一

飯 館 村 議 会 議 長      佐藤 一郎

同      会議録署名議員      横山 秀人

同      会議録署名議員      飯畑 秀夫